地方自治体が行う放射性物質対策に要する費用を国の責任において 保障するよう求める意見書

福島第1原発事故の影響は日を追うごとに首都圏にも広がっている。町田市でも、ごみ焼却場、下水処理場、剪定枝資源化センターなどの公的な場所で基準値を超える放射性セシウムが検出され、対応に追われている。その中、市民は、自分たちの持つ不安をまず身近な地方自治体に訴えていくことしか出来なかった。また地方自治体は市民の不安を解消するべく緊急的措置として、様々な対応を行ってきた。この間発生した検査や情報提供、またこれから発生することも予想される除染などの対応は、本来は国の責任において行うべきものである。

国はそのことを考慮し、自治体が行う放射性物質対策に要する費用を国が保障することを求める。

記

自治体が行う放射性物質対策に要する費用を、国が保障することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。